

マイナンバー法等の改正等に伴う犯収規則等の改正

【犯収規則の本人確認方法の考え方】

- ① **顔写真のある本人確認書類**→「**提示**」で**本人確認できる**（犯収規則第6条第1項第1号イ）

例 個人番号カード（マイナンバーカード）（犯収規則第7条第1号イに明記）

在留カード、特別永住者証明書、精神障害者保健福祉手帳（同上）

- ② **顔写真のない本人確認書類**→「**提示**」だけでは**本人確認できない**

「提示」+ 書留郵便等が顧客等の住居に届くことを確認する（犯収規則第6条第1項第1号ロ）などの方法がある

【改正法の概要（マイナンバー法関係、令和6年12月2日施行）】

- 申請時に**一定年齢（1歳を想定）**に満たない者に交付する個人番号カードは、顔写真が表示されないこととなる



【犯収規則】

- 「**顔写真のない本人確認書類**」に位置付けるため、**犯収規則（第7条）**を改正

【改正法等の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】

- 健康保険証等（※）**が**廃止**され、保険医療機関等による被保険者等の資格確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となる

（※）国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証



【犯収規則】

- 本人確認書類**について定める**犯収規則第7条第1号八**から**健康保険証等**を削除
- 改正法の一部施行等の際現に交付されている**健康保険証等**について、**一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置**を設ける

マイナンバー法等の改正等に伴う犯収規則等の改正

【改正法の概要（健康保険法等関係、令和6年12月2日施行）】

- ・ 電子資格確認を受けることができない状況にある者について、医療保険者等が、当該者からの求めに応じ、**医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等**をする



【犯収規則】

- ・ **本人確認書類に係る規定に当該書面を追加**

【在留カード等に係る本人確認書類の整理】

現行でも

- ・ **在留カード、特別永住者証明書**…交付時16歳未満の書類には顔写真が表示されない
- ・ **精神障害者保健福祉手帳**…やむを得ない場合は顔写真が表示されない
- ・ **外国人登録証明書（平成24年改正命令）**…一部の書類には顔写真が表示されない



【犯収規則、平成24年改正命令】

- ・ 「**顔写真のない本人確認書類**」に位置付けるため、**犯収規則（第7条）等を改正**

令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例の施行から相当の期間が経過



【犯収規則】

- ・ **令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例（犯収規則附則第6条）を廃止**